

第 5 1 号議案

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

加東市自家用有償旅客運送条例（平成 2 4 年加東市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 どうじょうあいあい線の項を次のように改める。

| | | | |
|------------|------------|------------|--|
| どうじょうあいあい線 | 大畑又は藪 | 大畑又は藪 | 1 0 0 円 |
| | | 大畑及び藪以外の地域 | 3 0 0 円 |
| | 大畑及び藪以外の地域 | 大畑又は藪 | 3 0 0 円 |
| | | 大畑及び藪以外の地域 | 3 0 0 円（同日にどうじょうあいあい線で、大畑又は藪から乗車して大畑及び藪以外の地域で降車した場合は、1 回に限り 1 0 0 円） |

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

第51号議案 要旨

加東市自家用有償旅客運送条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

とうじょうあいあい線の新たな利用区間の使用料を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

大畑及び藪以外の地域から乗車し、大畑及び藪以外の地域で降車した場合の使用料を300円とする。ただし、同日にとうじょうあいあい線で、大畑又は藪から乗車して大畑及び藪以外の地域で降車した場合、上記の使用料は1回に限り100円とする。

3 施行期日 令和2年7月1日

